



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

672	一般競争入札による落札者の決定	(防災企画課).....	1
673	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	2
674	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課).....	2
675	道路の供用開始	(道路保全課).....	2
676	道路の区域変更	(").....	3

○ 収用委員会告示

7	土地収用法による裁決手続開始の決定	3
8	"	5
9	"	7

○ 諸報

	和歌山県収用委員会公示送達	(収用委員会).....	9
	"	(").....	9
	"	(").....	9
	令和3年度行政書士試験の実施	(一般財団法人行政書士試験研究センター).....	10

告 示

和歌山県告示第672号

総合防災情報システム(情報系)構築・運用保守委託について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年7月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
総合防災情報システム(情報系)構築・運用保守委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部危機管理局防災企画課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和3年6月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本無線・NTT西日本コンソーシアム
(代表者) 日本無線株式会社関西支社
大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号
(構成員) 西日本電信電話株式会社
大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

- 5 落札金額
803,000,000円（うち消費税及び地方消費税の額73,000,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年5月14日

和歌山県告示第673号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3051700254	サポートセンターあす	紀の川市貴志川町長山277-68	放課後等デイサービス	株式会社二四〇	大阪府泉南郡熊取町七山東909番地	令和3.7.1

和歌山県告示第674号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和3年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
紀州日高漁業協同組合の地区	日高郡印南町に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	印南町一本釣

和歌山県告示第675号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 かつらぎ桃山線

供用開始の区間 紀の川市下鞆淵字露谷580番1地先から同市下鞆淵字露谷595番1地先まで

供用開始の期日 令和3年7月6日

和歌山県告示第676号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 生石公園線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町梅本字窪奥820番24地先から同町梅本字丸岩613番20地先まで	旧	6.15 } 22.63	428.86	
同上	新	11.35 } 34.31	425.86	

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、令和3年6月24日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

令和3年7月6日

和歌山県収用委員会会長 石 倉 誠 也

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道42号改築工事（すさみ串本道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地				土地所有者			土地に関して権利を有する関係人				
所在地	地番	地目		地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
		登記簿	現況								
和歌山県西牟婁郡さみ町里野字石打越	384番	山林	畑	1,173.36	187.77	7.91	登記名義人(亡) 小山實良 上記法定相続人 小山美禮子 (持分6分の1)	大阪府堺市北区南花田町317番地1	不明 ただし、土地登記上の氏名 有限責任江住信用組合 代表者不明	不明 ただし、土地登記上の住所 和歌山県西牟婁郡江住村大字江住1441番地、1442番地	抵当権
							小山文紀 (持分12分の1)	大阪府堺市北区南花田町317番地1			
							小山智浩 (持分12分の1)	大阪府堺市北区南花田町317番地1			
							小山良雄 (持分3分の1)	大阪府堺市東区引野町2丁110番地17			
							森西多喜子 (持分3分の1)	大阪府堺市東区日置荘西町1丁25番8号			

和歌山県収用委員会告示第8号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、令和3年6月24日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

令和3年7月6日

和歌山県収用委員会会長 石 倉 誠 也

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道42号改築工事（すさみ串本道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
（次表のとおり）

裁決手続開始を決定した土地				土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在地	地番	地積 (㎡)		氏名	住所	氏名	住所	
		登記簿	実測					
和歌山県東牟婁郡本町深字戸ノ川	212番	山林	1,652	1,652.82	登記名義人 (亡) 平中仁藏 ただし、戸籍簿上の氏名 平中仁藏 上記法定相続人 平中敬一 (持分3分の1)	—	—	
		山林			和歌山県西牟婁郡白浜町 堅田2578番地の361	—	—	
					沼井照子 (持分3分の1)	和歌山県東牟婁郡串本町 和深2412番地		
					菅蒲智子 (持分6分の1)	大阪府大阪市旭区大宮4丁目16番4-103号		
				峯岸典子 (持分6分の1)	住所不明			
			使用する土地の面積 (㎡)	40.22				
			収用しよ土地の面積 (㎡)	719.13				

和歌山県収用委員会告示第9号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、令和3年6月24日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

令和3年7月6日

和歌山県収用委員会会長 石 倉 誠 也

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道42号改築工事（すさみ串本道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
（次表のとおり）

諸 報

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和3年7月27日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

令和3年7月6日

和歌山県収用委員会会長 石 倉 誠 也

1 事件名

一般国道42号改築工事（すさみ串本道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事に係る土地収用事件

2 送達すべき書類の名称

令和3年6月25日付け和収第05110001号「審理の開催について（通知）」

3 送達を受けるべき者

有限責任江住信用組合

住所及び代表者氏名不明

（ただし、土地登記記録上の表示 和歌山県西牟婁郡江住村大字江住1441番地、1442番地）

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和3年7月27日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

令和3年7月6日

和歌山県収用委員会会長 石 倉 誠 也

1 事件名

一般国道42号改築工事（すさみ串本道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事に係る土地収用事件

2 送達すべき書類の名称

令和3年6月25日付け和収第05110002号「審理の開催について（通知）」

3 送達を受けるべき者

（亡）平中仁藏 法定相続人 峯岸典子

住所不明

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和3年7月27日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

令和3年7月6日

和歌山県収用委員会会長 石 倉 誠 也

1 事件名

一般国道42号改築工事（すさみ串本道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事に係る土地収用事件

- 2 送達すべき書類の名称
令和3年6月25日付け和収第05110003号「審理の開催について（通知）」
- 3 送達を受けるべき者
（亡）四宮駒吉 法定相続人 四宮トミ
住所不明

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による和歌山県知事の委任に係る令和3年度行政書士試験を次のとおり実施します。

令和3年7月6日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 多賀谷 一 照

- 1 試験期日 令和3年11月14日（日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 和歌山市手平2-1-2
和歌山県勤労福祉会館（プラザホープ） 和歌山市北出島1-5-47
- 3 試験の科目及び方法
 - (1) 試験の科目
 - ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）
憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和3年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
 - イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）
政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解
 - (2) 試験の方法
 - ア 試験は、筆記試験によって行います。
 - イ 出題の形式は、（1）アの科目については択一式及び記述式、（1）イの科目については択一式とします。
なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題します。
- 4 受験願書及び試験案内の配布方法
 - (1) 窓口配布
 - ア 配布期間 令和3年7月26日（月）から同年8月27日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - イ 配布場所 一般財団法人行政書士試験研究センター（午前9時から午後5時まで）
県庁市町村課、各振興局総務県民課（午前9時から午後5時45分まで）
和歌山県行政書士会（午前9時から午後5時まで）
 - (2) 郵送による配布
 - ア 配布期間 令和3年7月26日（月）から同年8月20日（金）まで
なお、郵送による配布の請求は、令和3年7月5日（月）から同年8月20日（金）（必着）まで受け付けます。
 - イ 請求方法 住所、氏名及び郵便番号記載の返信用封筒（角形2号：A4サイズの内紙が折らずに入る大きさ）に、郵便切手140円分を貼付し、次の宛先まで請求してください。
宛先 〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 令和3年7月26日（月）から同年8月27日（金）まで

イ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、簡易書留郵便で郵送してください。

令和3年8月27日（金）の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類 受験願書（顔写真貼付、受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間 令和3年7月26日（月）午前9時から同年8月24日（火）午後5時まで

インターネットによる受験申込みは、令和3年8月24日（火）午後5時で終了します。同日午後5時までに入力を完了していないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

この期間におけるインターネットによる受験申込みは、24時間利用可能です。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にアクセスし、御確認ください。

受付最終日（令和3年8月24日（火））は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなるのが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

イ 受験手数料の払込み

（ア）受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のものに限ります。）又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

（イ）利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners

（ウ）利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

(3) 受験手数料 7,000円

受験手数料の払込方法については、試験案内を御覧ください。

なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震、台風等の天災などの事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しません。

(4) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102-0082

所在地 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話番号 03 (3263) 7700

6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障害のある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障害等の状況により希望される措置を行うことがあります。

なお、申出の時期、障害の内容等によっては希望に沿えない場合があります。

(2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで御相談ください。

特例措置の手続については、試験案内を御覧ください。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 合格発表日時 令和4年1月26日（水）午前9時

(2) 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板及び和歌山県庁北別館2階本館連絡通路に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を掲載（掲載開始時間は、合格発表日の午前中）します。